

# 吉川市教育情報セキュリティ基本方針

令和8年3月

吉川市教育委員会

改正等年月日	概要
令和8年3月31日	吉川市教育情報セキュリティ基本方針策定

## 目次

1. 目的.....	1
2. 定義.....	1
3. 対象とする脅威.....	1
4. 適用範囲.....	1
5. 教職員等の遵守義務.....	2
6. 教育情報セキュリティ対策.....	2
7. 情報セキュリティ監査及び自己点検の実施.....	3
8. 教育情報セキュリティポリシーの見直し.....	3
9. 教育情報セキュリティ対策基準の策定.....	3
10. 教育情報セキュリティ実施手順の策定.....	4
附則.....	5

## 1. 目的

この基本方針は、吉川市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）及び市立小学校及び市立中学校（以下「学校」という。）が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することを目的とし、実施する教育情報セキュリティ対策について基本的な事項を定める。

## 2. 定義

この基本方針における用語の定義は、「別紙1 教育情報セキュリティポリシー用語集」の通りとする。

## 3. 対象とする脅威

情報資産に対する脅威として、以下の脅威を想定し、教育情報セキュリティ対策を実施する。

- (1) 不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃や部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取、内部不正等
- (2) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的  
要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等
- (3) 地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等
- (4) 大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等
- (5) 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等のインフラの障害からの波及等

## 4. 適用範囲

### (1) 行政機関の範囲

この基本方針が適用される行政機関は、市教育委員会及び学校とする。

### (2) 情報資産の範囲

この基本方針が対象とする情報資産は、次のとおりとする。

- ① 教育情報ネットワーク及び教育情報システム並びにこれらに関する設備及び電  
磁的記録媒体
- ② 教育情報ネットワーク及び教育情報システムで取り扱う情報（これらを印刷し  
た文書を含む。）
- ③ ①に関するシステムの仕様書及びネットワーク図等の関連文書

- ④ 公開することを予定していない情報及びセキュリティ侵害が学校事務の執行に影響を及ぼす情報が記録された文書

## 5. 教職員等の遵守義務

市教育委員会及び学校に勤務する教職員、非常勤特別職及び会計年度任用職員、語学指導助手等の外部委託事業者（以下「教職員等」という。）は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たって教育情報セキュリティポリシー及び教育情報セキュリティ実施手順を遵守しなければならない。

## 6. 教育情報セキュリティ対策

3に規定する脅威から情報資産を保護するために、以下の対策を講じる。

### (1) 組織体制

市教育委員会及び学校の情報資産について、市長部局と連携し情報セキュリティ対策を推進する組織体制を確立する。

### (2) 情報資産の分類と管理

市教育委員会及び学校の保有する情報資産を重要性に応じて分類し、当該分類に基づきセキュリティ対策を実施する。

### (3) システム全体の強靱性の向上

情報セキュリティの強化を目的とし、業務の効率性・利便性の観点を踏まえつつ、次の対策を講じる。

#### ①校務系

校務系システムにおいては、児童生徒の個人情報等の最重要情報を扱うため、原則として他の領域との通信を制限するものとする。ただし、適切な認証（多要素認証等）、暗号化、端末制限、安全な通信経路の確保、アクセス制御等の措置を講じた上で、パブリッククラウド等を利用する場合はこの限りでない。

#### ②校務外部接続系

校務外部接続系システムにおいては、インターネット接続に伴うサイバー攻撃のリスクを低減するため、不正通信を防御するためのセキュリティ対策を講じる。他のシステムと情報をやり取りする際は、扱う情報の重要度に応じた安全な通信手段を用いる。

#### ③学習系

学習系システムにおいては、教育活動の利便性と情報セキュリティの両立を図る。他のシステムとの連携においては、セキュリティ上のリスクを分析した上で、必要かつ適切な制御を実施する。

### (4) 物理的セキュリティ対策

サーバ、通信回線及び教職員等のパソコン等の管理について、物理的な対策を講じる。

#### (5) 人的セキュリティ対策

情報セキュリティに関し、教職員等が遵守すべき事項を定めるとともに、十分な教育及び啓発を行う等の人的な対策を講じる。

#### (6) 技術的セキュリティ対策

コンピュータ等の管理、アクセス制御、不正プログラム対策、不正アクセス対策等の技術的対策を講じる。

#### (7) 運用

教育情報システムの監視、教育情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認、業務委託を行う際のセキュリティ確保等、教育情報セキュリティポリシーの運用面の対策を講じるものとする。また、情報資産に対するセキュリティ侵害が発生した場合等に迅速かつ適正に対応するため、緊急時対応計画を策定する。

#### (8) 業務委託と外部サービスの利用

業務委託を行う場合には、委託事業者を選定し、「吉川市情報セキュリティ基本方針及び吉川市情報セキュリティ対策基準」で定める情報セキュリティ要件を明記した契約を締結し、委託事業者において必要なセキュリティ対策が確保されていることを確認し、必要に応じて契約に基づき措置を講じる。

外部サービスを利用する場合には、利用にかかる規定を整備し対策を講じる。ソーシャルメディアサービスを利用する場合には、ソーシャルメディアサービスの運用手順を定め、ソーシャルメディアサービスで発信できる情報を規定し、利用するソーシャルメディアサービスごとの責任者を定める。

### 7. 情報セキュリティ監査及び自己点検の実施

教育情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施する。

### 8. 教育情報セキュリティポリシーの見直し

情報セキュリティ監査及び自己点検の結果、教育情報セキュリティポリシーの見直しが必要となった場合及び情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため新たに対策が必要になった場合には、教育情報セキュリティポリシーを見直す。

### 9. 教育情報セキュリティ対策基準の策定

6、7及び8に規定する対策等を実施するために、具体的な遵守事項及び判断基準等を定める教育情報セキュリティ対策基準を策定する。

なお、教育情報セキュリティ対策基準は、公にすることにより吉川市の学校の管理運営に重大な支障を及ぼすおそれがあることから非公開とする。

## 10. 教育情報セキュリティ実施手順の策定

教育情報セキュリティ対策基準に基づき、教育情報セキュリティ対策を実施するための具体的な手順を定めた教育情報セキュリティ実施手順を策定するものとする。

なお、教育情報セキュリティ実施手順は、公にすることにより吉川市の学校の管理運営に重大な支障を及ぼすおそれがあることから非公開とする。

### 附則

この基本方針は、令和8年3月31日から施行する。

「別紙1 教育情報セキュリティポリシー用語集」

用語	定義
校務系情報	児童生徒の成績、出欠席及びその理由、健康診断結果、指導要録、教職員等の個人情報など、学校が保有する情報資産のうち、それら情報を学校・学級の管理運営、学習指導、生徒指導、生活指導等に活用することを想定しており、かつ、当該情報に児童生徒がアクセスすることが想定されていない情報
校務外部接続系情報	校務系情報のうち、保護者メールや学校ホームページ等インターネット接続を前提とした校務で利用される情報
学習系情報	児童生徒のワークシート・作品など、学校が保有する情報資産のうち、それら情報を学校における教育活動において活用することを想定しており、かつ当該情報に教職員等及び児童生徒がアクセスすることが想定されている情報
校務用端末	校務系情報にアクセス可能な端末
校務外部接続用端末	校務外部接続系情報にアクセス可能な端末
学習用端末	学習系情報にアクセス可能な端末で、児童生徒及び教職員等が利用する端末
校務系ネットワーク	教職員等が校務情報を扱うために、適切なアクセス制御や通信の暗号化によって、他の領域から論理的に隔離された空間をいう。これには、校内に設置された物理的なネットワークだけでなく、クラウドサービス上に構築された専用の利用環境や、暗号化により安全性が確保された仮想的な通信経路を含む。
校務系システム	校務系ネットワーク、校務系サーバ及び校務用端末等から構成される。適切なアクセス権が設定された領域で校務系情報を取り扱うシステム（クラウドサービスを含む）
校務外部接続系システム	校務外部接続系ネットワーク、メールサーバ、ホームページ運用サーバ（CMS）及び校務外部接続用端末等から構成される校務外部接続系情報を取り扱うシステム
学習系システム	学習系ネットワーク、学習系サーバ、学習用端末等から構成される学習系情報を取り扱うシステム及び学習系情報を扱う上で、適切なアクセス権が設定された領域で利用されるシステム
教育ネットワーク	校務系ネットワーク、校務外部接続系ネットワークおよび学習系ネットワークを合わせた総称
教育情報システム	校務系システム、校務外部接続系システム及び学習系システムを合わせた総称
校務系サーバ	校務系情報を取り扱うサーバ
校務外部接続系サーバ	校務外部接続系情報を取り扱うサーバ

学習系サーバ	学習系情報を取り扱うサーバ
多要素認証	利用者の知識（パスワード等）、所有（ICカード、スマートフォン等）、生体（指紋、顔等）のうち、2つ以上の異なる要素を組み合わせる行う認証をいう。
アクセス制御	情報資産に対し、あらかじめ許可された利用者や端末のみがアクセスできるように、識別、認証及び認可を行う仕組みをいう。
クラウド事業者	クラウドサービスを利用してクラウドサービスを提供する事業者
クラウド利用者	校務系システム、学習系システムにおいてクラウドサービスを利用する場合、クラウドサービスの選定・契約の主体となる教育委員会等をクラウド利用者という。一方、教職員等や児童生徒は、別途、「エンドユーザ」として整理する。
電磁的記録媒体	情報資産を扱うサーバ装置（クラウドサービスを除く）、端末、デジタルカメラ、デジタルビデオカメラ、通信回線装置等に内蔵される内蔵電磁的記録媒体と、USB メモリ、外付けハードディスクドライブ、DVD-R、磁気テープ等の外部電磁的記録媒体
システム関連文書	教育情報システム関連のシステム設計書、プログラム仕様書、オペレーションマニュアル、端末管理マニュアル、ネットワーク構成図、クラウドサービス契約関連文書等
これらに関する設備	情報資産を扱うコンピュータ室、通信分岐盤、配電盤、電源ケーブル、通信ケーブル

上記で定義された用語以外の用語の定義は、吉川市情報セキュリティ基本方針「別紙1 情報セキュリティポリシー用語集」の例による。